

鹿 児 島 県 公 報

平成26年11月28日（金）第3064号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 2
- 土地改良区の定款の変更の認可（農地整備課取扱い） 2
- 土地改良区の清算人の就任の届出（農地整備課取扱い） 2
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 2
- 土地収用法による収用又は使用の手続の開始（監理課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 3
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 4
- 海岸保全区域の廃止（港湾空港課取扱い） 4
- 海岸保全区域の指定（港湾空港課取扱い） 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5

教 育 委 員 会 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報（総務福利課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿登録の期日等（選挙管理委員会取扱い） 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日（選挙管理委員会取扱い） 6
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間（選挙管理委員会取扱い） 6

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表（監査委員事務局取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第1099号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あたご訪問介護ステーション	出水市上鯖渕 2215番地	株式会社あたご会	出水市上鯖渕 2215番地	中川 互	平成26年 10月27日	訪問介護
ひなたの家	出水市上鯖渕 2215番地	株式会社あたご会	出水市上鯖渕 2215番地	中川 互	平成26年 10月27日	通所介護

鹿児島県告示第1100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サザン居宅介護支援事業所南さつま	南さつま市加世田津貫23178-1	社会医療法人聖医会	枕崎市緑町220番地	牧角 寛郎	平成26年11月1日	居宅介護支援
居宅介護支援事業所のどか	姪良市西餅田3330番地6	株式会社のどか・和	姪良市脇元688番地4	秋丸 和子	平成26年11月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あたご訪問介護ステーション	出水市上鯖渕2215番地	株式会社あたご会	出水市上鯖渕2215番地	中川 互	平成26年10月27日	介護予防訪問介護
ひなたの家	出水市上鯖渕2215番地	株式会社あたご会	出水市上鯖渕2215番地	中川 互	平成26年10月27日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年11月12日付で曾於北部土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人末吉町高岡土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

就任した清算人の氏名及び住所

富岡 久雄 曾於市末吉町南之郷10187番地4
 高岡 俊彦 曾於市末吉町南之郷10482番地1
 高岡 幹造 曾於市末吉町南之郷10472番地6
 丸野 善昭 曾於市末吉町南之郷10177番地5
 新田 米年 曾於市末吉町南之郷10156番地3

鹿児島県告示第1104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）徳之島北部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児

島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年12月1日から平成27年1月6日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第1105号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により，起業者から，収用又は使用の手続を保留した土地について，次のとおりその手続を開始する旨の申立てがあった。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「出水阿久根道路」・鹿児島県出水市下知識町地内から阿久根市鶴川内字上野畑地内まで）並びにこれに伴う県道，市道及び農業用水路付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
出水市下知識町，福ノ江町，平和町，浦田町，高尾野町下水流字黒木迫，字中大野，字掛越，字西大野，字峠畑，字嘉六ヶ下，字下ノ原及び字植松川原並びに高尾野町上水流字石橋及び字下ノ原地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
出水市下知識町，福ノ江町，平和町，浦田町，高尾野町下水流字黒木迫，字中大野，字掛越，字西大野，字峠畑，字嘉六ヶ下及び字植松川原並びに高尾野町上水流字石橋及び字下ノ原地内
- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
出水市役所都市計画課

鹿児島県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成26年11月28日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町1921番1地先から同市東原町2862番1地先まで	前後	39.6～109.0 5.0～20.1	2,034.5 2,064.2
		鹿屋市東原町2860番8地先から同市串良町細山田字十三塚5520番1地先まで	前	10.8～144.0	4,048.3
	鹿屋申良インター線	鹿屋市東原町3312番1地先	後	8.0～49.0	3,845.2

	から同市串良町細山田字十三塚5520番1地先まで		
--	--------------------------	--	--

鹿児島県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，平成26年11月28日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町1921番1地先から同市東原町2862番1地先まで	平成26年11月28日
	鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町3312番1地先から同市串良町細山田字十三塚5520番1地先まで	

鹿児島県告示第1108号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，昭和62年3月20日鹿児島県告示第493号で指定した鹿児島湾沿岸指宿港海岸保全区域を廃止する。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1109号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指宿港海岸保全区域

鹿児島県鹿児島湾沿岸指宿港海岸指宿地区海岸

区 域
点No.1 から点No.28までを順次直線で結んだ線並びに点No.1 及び点No.28を直線で結んだ線によって囲まれた区域
点No.1 (北緯31度14分48.18秒，東経130度39分07.46秒)
点No.2 (点No.1 から222度30分00.04秒323.0メートルの点)
点No.3 (点No.2 から199度30分00.06秒168.0メートルの点)
点No.4 (点No.3 から190度44分59.80秒65.0メートルの点)
点No.5 (点No.4 から187度59分59.99秒170.0メートルの点)
点No.6 (点No.5 から176度45分36.14秒98.6メートルの点)
点No.7 (点No.6 から176度44分43.79秒219.4メートルの点)
点No.8 (点No.7 から252度30分00.35秒20.0メートルの点)
点No.9 (点No.8 から174度59分59.85秒30.0メートルの点)
点No.10 (点No.9 から74度44分59.12秒20.0メートルの点)
点No.11 (点No.10から170度59分59.12秒146.0メートルの点)
点No.12 (点No.11から252度30分00.02秒16.0メートルの点)
点No.13 (点No.12から172度30分00.22秒16.0メートルの点)
点No.14 (点No.13から82度15分00.27秒16.0メートルの点)
点No.15 (点No.14から165度30分00.05秒314.0メートルの点)
点No.16 (点No.15から155度15分00.03秒402.0メートルの点)

点No.17	(点No.16から164度00分00.13秒62.0メートルの点)
点No.18	(点No.17から151度59分59.98秒223.0メートルの点)
点No.19	(点No.18から155度09分59.99秒293.0メートルの点)
点No.20	(点No.19から138度00分00.14秒132.0メートルの点)
点No.21	(点No.20から129度30分09.08秒109.0メートルの点)
点No.22	(点No.21から74度45分36.78秒83.0メートルの点)
点No.23	(点No.22から55度00分20.34秒259.9メートルの点)
点No.24	(点No.23から338度56分36.62秒1706.1メートルの点)
点No.25	(点No.24から0度58分54.83秒106.8メートルの点)
点No.26	(点No.25から303度24分28.99秒298.2メートルの点)
点No.27	(点No.26から14度45分35.46秒183.4メートルの点)
点No.28	(点No.27から38度50分41.11秒366.3メートルの点)

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月28日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

始良市西餅田字羽迫前1756番，1757番，1758番1及び4584番の一部並びに字権現前1838番，1839番，1840番，1841番，1842番，1843番，1844番の一部，1845番，1855番5，1856番1，1858番1，1861番1の一部，1862番，1864番，1878番1，1878番2及び4665番の一部

2 公共施設の種類，位置及び区域

道路 始良市西餅田字羽迫前1757番の一部，1758番1の一部及び4584番の一部並びに字権現前1838番の一部，1839番の一部，1840番の一部，1841番の一部，1842番の一部，1843番の一部，1844番の一部，1845番の一部，1855番5，1856番1の一部，1861番1の一部，1862番の一部，1864番の一部，1878番1の一部，1878番2の一部及び4665番の一部

公園 始良市西餅田字羽迫前1757番の一部及び4584番の一部並びに字権現前1839番の一部，1840番の一部，1841番の一部及び4665番の一部

水路 始良市西餅田字羽迫前1757番の一部及び字権現前1845番の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿児島市上荒田町38番8号
株式会社アートホーム
代表取締役 元山豊一

教 育 委 員 会 告 示

鹿児島県教育委員会告示第3号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により，簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり定め，平成26年11月28日から施行する。

なお，平成22年6月4日鹿児島県教育委員会告示第5号（簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報）は，平成26年11月27日限り廃止する。

平成26年11月28日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

開示申出をすることができる個人情報の内容	開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容	

鹿児島県教育委員会職員（埋蔵文化財専門職）採用選考試験	不合格者に係る総合得点及び総合成績の個人順位のランク	合格発表の日から起算して1月間	教育委員会事務局 総務福利課
鹿児島県公立学校教員採用選考試験			教育委員会事務局 教職員課
鹿児島県立学校実習助手採用選考試験			
鹿児島県立高等学校船舶職員採用選考試験			
鹿児島県立高等学校等事務職員（図書館担当）採用選考試験			
鹿児島県公立高等学校入学者選抜学力検査	県立高等学校の入学者選抜学力検査に係る教科別得点及び合計得点（傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点）	合格発表の日の翌日から起算して1月間	学力検査を受検した県立高等学校
鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜適性検査	適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱの得点及び合計得点		県立楠隼中学校

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成26年11月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成26年12月1日
ただし、年齢については同月14日
- 2 登録を行う日
平成26年12月1日
- 3 縦覧に供する期間
平成26年12月2日

鹿児島県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月2日からと定めた。

平成26年11月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会告示第34号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間は、同月2日と定めた。

平成26年11月28日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第16号

平成26年10月1日付け監査第64号の監査結果に基づき、平成26年11月11日付け鹿教総第411号で鹿児島県教育委員会から、平成26年10月1日付け監査第65号の監査結果に基づき、平成26年11月4日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成26年11月28日

鹿児島県監査委員 弓指博昭
同 橋口和博
同 岩崎昌弘
同 青木 寛

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
教育委員会		
人権同和教育課	地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の収入未済額は1億3,703万余円で、前年度より2.98%増加（収入歩合は2.78ポイント減少）し、多額となっている。	<p>地域改善対策高等学校等奨学資金返還金の未収債権については、新規発生の未然防止のため、奨学資金返還納付書送付時に、文書により返還方法等を周知するなど返還意識の高揚に努めるとともに、生活困窮等による納入困難者については、免除制度の周知を図っている。</p> <p>また、関係市町教育委員会を通じた納入催促や、県教育委員会が直接、奨学生及び連帯保証人に対して未納状況を示し返還計画の提出を求める納入催促に加え、奨学生や連帯保証人への個別面談及び自宅訪問を行い、未収債権の解消に努めている。</p> <p>今後も奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら、未納者の状況把握や個別面談及び自宅訪問に重点を置き、直接面談による督促や分割納入等の指導及び免除制度の周知に取り組み、更なる未収債権の解消や新規発生 of 未然防止に努めてまいりたい。</p>

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
公安委員会		
警察本部	パソコンの物品事故が複数あり、損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 課内会議，幹部会議，朝礼時における指示及び指導教養を実施し，物品事故の根絶を図った。 物品の損傷等事故防止についての教養資料を発出し，物品の適切な使用について，職員に浸透を図った。
警察本部	公用車の物品事故が複数あり，損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none"> 朝礼や定期招集，幹部会議等において，指示及び指導教養を実施し，交通事故防止の徹底を図った。
警察本部 奄美警察署	交通事故が複数あり，公用車等に	<ol style="list-style-type: none"> 公用車運行前に運転者等に対する幹部による指導を実施し，交通事故防止に努めた。

	損害が発生している。	<ol style="list-style-type: none">3 運行前点検を実施し，車両の維持管理の徹底を図った。4 「ヒヤリ・ハット集」等の教養資料の配布及び通知文の発出を行い，事故防止意識の醸成を図った。5 朝礼時に安全運転6則の唱和をする等して交通安全意識の向上を図った。6 「小グループ検討会」の開催や公用車事故防止テストを実施し，事故防止意識の醸成を図った。7 事故当事者に対して個別指導を行い交通事故の再発防止に努めた。
--	------------	--